

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

確定申告が始まりました

平成28年2月16日

今年も確定申告の時期がやってまいりました。本年度の確定申告の期間は、2月16日（火）から3月15日（火）までとなっています。

マイナンバーが必要な確定申告は、平成28年分の確定申告からとなります。今回の確定申告は平成27年分ですので、マイナンバーは必要ありません。心配をされていた方はご安心下さい。

確定申告が必要な人

所得税の確定申告は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算して、源泉徴収された税額や予定納税した税額との過不足を精算し、納税又は還付を行う手続きです。

① 給与所得のみの方

給与所得のみの方は、年末調整で納税は完了しています。

給与所得のみの方で、確定申告が必要となる方は次のとおりです。

- (イ) 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- (ロ) 2か所以上から一定額の給与の支払いがあった人
- (ハ) 一定額のアルバイト収入がある方で源泉徴収をされていない人
- (ニ) 給与所得以外の所得があった人

(ニ) の場合については、給与の支払いが1ヵ所であつて年末調整されており、給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以下である方は、確定申告不要となっています。

例えば、給与の他に駐車場収入がある場合に、駐車場の収入から必要経費を引いた利益の額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要となります。

ただし、例外として同族会社の役員等は、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、

これらの所得が20万円以下であっても、確定申告をする必要があります。

② 公的年金等の収入のみの方

年金所得者については、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である時には確定申告の必要がありません。

ただし、確定申告しない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

③ 株の売却をした方

株式の売却をした方で確定申告の必要な方のうち、主なものは以下のとおりです。

- (イ) 特定口座（源泉徴収口座）以外の口座で株式の売却をして、利益を得た場合。
- (ロ) 過去3年内（平成24年、25年、26年）の上場株式等の譲渡損失の金額を、本年度の株式等に係る譲渡益と上場株式等に係る配当所得と相殺をしたい場合。
- (ハ) 平成25年、26年、27年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成28年以降に繰り越したい場合。

上場株式等に係る譲渡損失の金額は3年間繰り越すことが出来ます。ただし、確定申告をしないと繰り越すことが出来ませんので、ご注意ください。

④ 不動産を売却された方

不動産を売却し、売却益がある場合には確定申告が必要です。

⑤ 保険の満期・解約があった方

保険の満期や解約があった場合は、確定申告が必要な場合があります。この場合、「一時所得」という所得区分になりますので、収入金額

から払い込んだ保険料を引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額を2分の1にした金額が課税所得となります。

⑥ 贈与税の確定申告

確定申告と所得税のみの申告とおもっていらっしゃるかたもいらっしゃるかと思います。

贈与税も下記の方については、申告が必要になりますのでご注意ください。

- (イ) 平成27年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方。
- (ロ) 財産の贈与を受けた方で配偶者控除の特例を適用する方
- (ハ) 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方
- (ニ) 財産の贈与を受けた方で、住宅取得資金の非課税を適用する方

還付申告をすることができる人

確定申告は義務ではありませんが、転職をした方や、先にも書きましたが、年末調整では適用できない所得控除を受けることで、源泉徴収や予定納税によりそれまでに納めた所得税が戻ってくる場合があります。所得税の還付を受けるための確定申告を還付申告と言い、次のような場合には還付申告をすることができます。

- (イ) 年の途中で退職し、その後年末まで再就職せずに年末調整を受けておらず、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合
- (ロ) 年末調整でもれていたものがあつた方
(生命保険料控除、地震保険料控除等の申請をしなかった場合や、年末調整までに扶養親族の所得が確定せず年末調整の計算に入れていなかった場合)
- (ハ) 医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除を受けるとき
- (ニ) 住宅ローン控除を受けるとき(初回のみ)
- (ホ) 特定口座の株式等の譲渡損失を、他の口座で生じた売却益と相殺したい場合
- (ヘ) 上場株式等の譲渡損失を、上場株式等に係る配当所得を相殺したい場合。
- (ホ) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除の適用が可能です)

還付申告については、申告書の提出が期限までに間に合わなかったときでも申告が可能な場合がありますので、期限後に気がつかれたような場合は当事務所までご相談ください。

財産債務調書提出制度の創設

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、今まであつた財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。この制度は、今回の確定申告から適用になります。

① 財産債務調書を提出する必要がある方

所得税の確定申告をしなければならない方で、その年分の総所得金額が2千万円を超え、かつ、平成27年12月31日において**財産の価額の合計額が、3億円以上の財産又は、その価額の合計額が1億円以上の有価証券**(税務上の言葉で「国外転出特例対象財産」といいます)を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出する必要があります。

② 財産の価額

財産の価額は、平成27年12月31日における時価又は時価に準ずるものとして、見積価額によることとされています。

③ 財産債務調書提出の期限

財産債務調書の提出期限は、確定申告書の提出期限と同じ平成28年3月15日までとなります。

④ 注意点

財産債務調書の提出が提出期限内に無い場合又は、提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載が無い場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む)に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを含む)が生じたときは、過少申告加算税が5%加重されます(通常10%→15%へ)。

以上